平成２４年（フ）第６号
岐阜県安八郡安八町北今ヶ渕640番地の６
債務者　市川　尚幸
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
さいたま市南区白幡４丁目10番11―108号
債務者　八重樫克裕
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
埼玉県川口市差間３丁目16番29号　エクセル弐番館103号
債務者　屋宮　　博
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
埼玉県戸田市喜沢１丁目４番地の１　藤原荘101号室
債務者　古川　京子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―25―201
債務者　田原　スミ
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８４号
埼玉県桶川市泉２丁目14番35号　レオ・メリーハイツ202号
債務者　増田　健一
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
千葉県印旛郡酒々井町酒々井988番地７
債務者　開田　美礼
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第８号
千葉県八街市八街に199番地９
債務者　岡田　潤一
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１５号
千葉県白井市冨士141番地の38
債務者　新谷　　林
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１６号
千葉県白井市冨士141番地の38
債務者　新谷　晶美
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１７号
千葉県成田市東和田522番地１
債務者　関　奈緒子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１８号
千葉県佐倉市井野1608番地４　アインズコート勝田台408号
債務者　阿部　光治
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２１号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地　５棟101号
債務者　小川喜美恵
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２５号
千葉県印西市小林3340番地12　牧の里ハイツ106号
債務者　今井　　隆
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１号
新潟県長岡市山田３丁目３番１―307号
債務者　小林桂一郎
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
新潟県長岡市左近２丁目４番地、申立時の住所新潟県長岡市栃尾旭町13番13号
債務者　高林　政義
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
愛知県西尾市西幡豆町山副45番地１　サンレディハイツ２―Ｂ
債務者　木村玉子こと　金　　玉枝
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係